社会福祉法人恵徳会

役員の報酬に関する規程

(令和2年3月25日制定)

令和2年4月 1日施行

社会福祉法人恵徳会

社会福祉法人恵徳会 役員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵徳会(以下「この法人」という。)の定 款第21条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上かつ週24時間以上勤務する者をいう。また、常勤理事のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 役員(理事及び監事)に対して報酬は支給しない。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。